

高知地方最低賃金審議会 議事録

高知労働局

第54期 第1回

開催年月日 令和5年5月25日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	会長及び会長代理の選出について
公益代表	4名	2	今後の審議会の運営について
労働者代表	5名	3	その他
使用者代表	2名		

次回本審開催予定日 令和5年5月25日

〔開会〕 午前9時25分

賃金室長 それではただ今から、第54期第1回高知地方最低賃金審議会を開催いたします。慣例によりまして、本審議会の会長が選出されるまでの間、事務局において進行させていただきます。

本日は委員15名のうち11名の委員のご出席いただいております。最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告します。

次に、第54期の審議会委員のご紹介に移りたいと思います。

お手元の審議会資料1ページの「委員名簿」をご覧ください。

今回、新たに公益委員として浜田久美子委員に、労働者代表委員として丸山玲子委員にお願いすることとなりましたので、ご紹介させていただきます。

それでは浜田委員より、一言ご挨拶をお願いいたします。

浜田委員 この度公益委員に任命をいただきました社会保険労務士の浜田と申します。よろしくお願いいたします。

賃金室長 続きまして、丸山委員より、一言ご挨拶をお願いします。

丸山委員 この度労働者代表委員に選出いただきました連合高知で副事務局長を仰せつかっております丸山と申します。よろしくお願いいたします。

賃金室長 ありがとうございました。

続きまして、再任されました委員をご紹介します。

それでは、お手元の資料1ページ「委員名簿」の順に読み上げることとします。

— (委員の氏名) 名簿順読み上げ —

賃金室長 続きまして、お手元の資料2ページ「事務局名簿」をご覧ください。
事務局の室長補佐が交代しましたので、ご挨拶申し上げます。

賃金室長補佐 4月1日に室長補佐に着任いたしました梅原と申します。
よろしくお願いいたします。

賃金室長 それでは、議事に移りたいと思います。
1番目の議事である「会長及び会長代理の選出について」です。
最低賃金法第24条の規定により、審議会には、会長及び会長代理を置く
こととされており、会長及び会長代理は公益委員のうちから、委員が選挙す
るとされています。

つきましては、会長と会長代理候補につきまして、ご推薦をいただきたい
と思いましたがいかがでしょうか。

中橋委員 私から推薦したいと思います。
会長に近藤啓明委員を、会長代理に大井方子委員を推薦します。

賃金室長 ただ今、会長及び会長代理候補について、推薦をいただきましたが、近藤
委員を会長に、大井委員を会長代理に選出するというところでよろしいでしょ
うか。

— 異議なし —

賃金室長 異議なしということでございますので、近藤委員、大井委員、お願いして
よろしいでしょうか。

近藤委員 はい。

大井委員 はい。

賃金室長 それでは、近藤会長に、以後の進行をお願いすることとします。

- 会 長 ご挨拶申し上げます。会長に指名されました近藤でございます。
 コロナが5類になって、今後経済活動が活発になって、経済が上向きにな
 っていくことを願っております。
 今年も最低賃金の審議会は、特に地賃の改正について夏に向けて動いてい
 くこととなりますが、一年を通して円滑な審議が行われますように皆様には
 お願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 会 長 それでは、会長代理の大井委員にご挨拶をお願いいたします。
- 大井委員 会長代理として、審議の進行が滞りなくいきますようお手伝いをさせてい
 たきます。よろしくお願いいたします。
- 会 長 54期審議会の始まりにあたりまして、中村高知労働局長からご挨拶がご
 ざいます。よろしくお願いいたします。
- 局 長 高知労働局の中村でございます。
 委員の皆様には、大変お忙しい中、本審議会にご出席をいただき、誠にあ
 りがとうございます。
 また、日頃から高知労働局の行政運営につきまして、格別なご理解、ご協
 力を賜り厚く御礼申し上げます。
 今年度から新たに公益委員として浜田委員、また労働者側委員として丸山
 委員にご就任いただきました。どうぞよろしくお願いいたします。
 そのほかの委員の皆様につきましては、昨年度に引き続きということで、
 改めてご審議いただけるよう、よろしくお願いいたします。
 先ほど会長の話にもありましたとおり、新型コロナウイルス感染症が国内
 で初めて感染確認されてから約3年が経過し、5月8日からは感染症法での
 位置付けが、季節性インフルエンザと同様の「5類」とされました。これに
 より、高知県においても、今後、一層の社会経済活動が活発化していくこと
 が期待されているところでございます。
 このような中、今年3月の高知県の雇用失業情勢は、有効求人倍率（季節
 調整値）1.21倍と前月を0.06ポイント下回っております。
 なかなか厳しい有効求人倍率でございますが、有効求人数は前月よりも増
 加しているなど、引き続き改善の動きがみられる状況と考えております。
 しかしながら、物価高など不安材料もありまして、この点に注意する必要
 があると考えております。
 一方、高知県内の景気状況につきましては、日銀高知支店が5月18日に

発表いたしました経済情勢によりますと、「高知県の景気は、持ち直しの動きが続いているものの、そのペースは鈍化している。」とされております。

このような雇用・経済情勢の中、最低賃金に関しましては、今年4月6日に、目安制度の在り方に関する全員協議会報告が行われ、都道府県の総合指数の差が縮小傾向にあることや、ランク区分の数が多ければそのランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金の差が開く可能性が高くなること踏まえて、4ランク制から3ランク制に見直されたところでございます。高知県はCランクに位置づけられています。

このような高知県内の雇用・経済情勢や最低賃金に関する動きがある中で、委員の皆様方には大変ご苦勞をおかけしますが、今年度の最低賃金の改正につきまして、熱心にご審議いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

今後梅雨を迎え、梅雨明けには暑い日々が続くこととなります。

皆様方にはお体に十分気を付けていただきますように併せてお願いし、今年度の審議会の開催に当たりましての私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございました。
 議事に入る前に今後の本審の議事録の確認者について確認をしておきます。
 令和3年度から各側1名が議事録を確認しております。公益は私が担当することといたします。
 労働者代表はどうしますか。

市川委員 私、市川が担当します。

会 長 使用者代表はどうしますか。

野村委員 私、野村が担当します。

会 長 それでは、市川委員、野村委員よろしく申し上げます。

会 長 それでは、議事に入りたいと思います。
 議事2の「今後の審議会の運営について」です。
 今後の運営に関係することで、中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会報告が令和5年4月6日に行われておりますので事務局から説明をお願いします。

賃金室長

資料6ページをご覧ください。

中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会については、○(マル)の一つ目にあるように、ランク区分も含めて、概ね5年ごとに見直しを行うことが適当とされています。

また、○の二つ目にありますように、2022年度以後当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当とされ、○の三つ目にあるように令和3年5月以降計11回の全員協議会が開催され、本年4月6日報告が取りまとめられました。

7ページをご覧ください。

1番として、中央最低賃金審議会における目安審議の在り方について

1(1)あるべき水準を定めること及び定める場合の水準について意見の一致には至りませんでしたでしたが引き続き労使で議論することが適当であるとされました。

次の(2)政府方針への配意の在り方について

目安審議において、時々の事情に含まれる政府方針も勘案されるが、目安に対する納得感を高めるため最低賃金法の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要とされました。

また、(3)議事の公開においては、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開することが適当とされました。

次は2番の地方最低賃金審議会における審議に関する事項です。

(1)の目安の位置付けについては、地賃の審議において、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものであって、地賃の審議を拘束するものではないことが改めて確認されました。

さらに、(2)のランク制度の在り方、ランク制度を維持することは妥当であると確認され○の二つ目の総合指数の差が縮小傾向であることやランク区分が多ければその分ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなることなどを踏まえて4ランクから3ランクに見直すこととされました。

なお、総合指数というのは19の指数を総合化したもので18ページから、それぞれのデータがあり、23ページが総合指数となっています。

23ページをご覧ください。

総合指数を見ますと、新しいBランクとCランクは島根県と大分県の間で分けられ、指数0.6ポイントの差が生じています。

また、高知県は、全国41番目でCランク中では、13県中7番目となっています。

もう一度7ページに戻ってください。

2番(2)の〇の三つ目でランクの振り分けについては特に地域間格差の拡大抑制・ランク間の適用労働者数の隔たりの是正が図られるように3ランクになった影響の軽減、Aランクの地域は現行のランクと同じ、ランク間の適用労働者数の隔たりを是正するためAランクとBランクの適用労働者数は同程度とする考え方を総合的に勘案され決定されました。

また(3)発効日については審議の結果で決まることや、公労使で議論して決定できるとされていることを地方最低賃金審議会に周知することが適当とされました。

以上が全員協議会報告の内容となります。

会 長 ありがとうございました。
 ただ今の事務局の説明について委員からご質問などはございますか。

— 意見なし —

会 長 在り方に関する全員協議会報告では、目安は全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものであって、地賃の審議を拘束するものではないことが改めて確認されています。

この目安について高知地方最低賃金審議会でどのように取り扱うか、また、今後の運営について、審議会運営規程第3条に「会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」とされており。

例年、この規定を運用し運営小委員会を設けて協議しているところです。

今年度につきましても運営小委員会を設けることとし、早速ではあります。が、本日、本審議会終了後に引き続き開催したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

— 異議なし —

会 長 それでは、本日の審議会終了後、運営小委員会を開催します。
 運営小委員会は、従来から公労使各側2名で構成しておりますので、公益は、私と中橋委員で担当したいと思います。
 労働者側の担当は、どうされますか。

市川委員 私、市川と白木委員が担当します。

会 長 使用者側の担当は、どうしますか。

野村委員 私と中澤委員が担当します。

会 長 分かりました。運営小委員会に出席される方は、引き続き出席をお願いします。

なお、運営小委員会につきましては、事業場視察の対象の事業場名等を審議の際に具体的に団体名や、個人名が出てくる可能性があります。個人に関する情報を保護する必要があること、目安の取り扱いや議事の公開に関し率直な意見交換が損なわれる可能性も考えられることから、非公開ということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

— 異議なし —

会 長 それでは、運営小委員会は非公開とします。

会 長 次に昨年度の運営状況について、改善点などのご意見をいただきたいと思っています。その前に、昨年度の審議会の運営状況について事務局から説明をお願いします。

賃金室長 資料25ページをご覧ください。

昨年度は53期の2年目となりましたので、本審議会は第8回から開催されております。

第8回本審は5月25日に開催され、同日引き続き運営小委員会が開催されました。

運営小委員会では目安の取り扱い、特定最低賃金の審議運営、事業場視察、改正審議に係る意見陳述の取り扱いが審議され、6月28日に開催されました。

第9回本審において運営小委員会報告が承認されるとともに改正決定に係る諮問が行われました。

そして8月1日に第10回本審開催前に委員全員協議会で高知県労働組合連合会 筒井敬二執行委員長から、7月15日付けで本審議会における意見陳述の申出があり2名から意見聴取が行われました。

そして、引き続き第10回本審議会が開催され、中央最低賃金審議会でも目安について慎重に審議されている状況があり、目安の伝達ができない旨の報告が事務局からされるとともに特定最低賃金の金額改正に係る必要性の諮問が行われました。

また、当該本審終了後、第1回専門部会が開催され、部会長及び部会長代

理が選任されました。

続いて8月4日に開催されました第2回専門部会において目安の伝達が行われ、8月15日に第6回専門部会が開催され、公益委員見解が示され、採決の結果、全会一致とならなかったため、同日第11回本審において採決し、答申される運びとなりました。

その後、15日間の公示期間に高知県労働組合連合会から異議申出があり、8月31日の第12回本審議会において異議審議後答申が行われ、官報公示後10月9日に改正された高知県最低賃金が発効となりました。

8月1日に行われました特定最低賃金の改正の必要性について、特別小委員会が9月8日開催され、9月12日に第13回本審議会において必要性があるということについて全会一致に至らなかった旨の報告が行われました。

そして、翌年3月16日に第14回審議会が行われ、特定最低賃金に係る意向表明が行われております。

会 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

— 意見なし —

会 長 ただ今の事務局の説明や昨年度の審議状況を参考に、本日の審議会終了後に開催されることとなりました運営小委員会で今後の運営について検討することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

— 異議なし —

会 長 そのようにいたします。
 次回の第2回審議会の公開についてです。
 高知労働局長からの高知県最低賃金改正決定についての諮問及び運営小委員会の報告が行われる予定です。
 特段、非公開とする理由はないと考えますが、いかがでしょうか。

— 異議なし —

会 長 それでは、次回第2回審議会は公開とします。
 事務局には、公開することへの対応をお願いします。

会 長 次は議事3の「その他」についてです。

まず、「事業場実地視察」についてです。

事業場実地視察については、皆様の意見をもとに、詳細を「運営小委員会」において協議を行うこととし、その結果を次回本審において報告していただき諮りたいと思います。皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

ご意見はございますか。

— 意見なし —

会 長 それでは、実地視察については、運営小委員会において協議を行い、その結果を次回の本審に報告してお諮りしたいと思います。

次は要請についてです。事務局から説明をお願いします。

賃金室長 資料28ページをご覧ください。

これは、令和5年5月17日付けで高知労働局長及び高知地方最低賃金審議会長あてに提出された「全労連四国地区協議会」からの「要請書」です。

最低賃金に関して

1) 最低賃金を全国一律制度とし、法が要請する「健康で文化的」「人たるに値する」生活ができるよう時給1500円以上とすること。

また、急激な物価高騰など必要な時に速やかに再改定ができるようにすること。このことにつきましては、厳しく受け止めるよう要請を受けております。

2) 最低賃金引上げにかかわる中小企業・小規模事業者への支援策については、生産性向上のための投資に対する支援とは切り離し、賃金引き上げに対し社会保険料の減免など直接的支援を行うこと。

3) 最低賃金審議会委員の公正な任命を行うこと。

4) 審議会及び専門部会を公開すること。

5) 人事院が試算する標準生計費は、変動の大きさとともに生計費の実態を反映していません。標準生計費試算方法の問題点を調べ、見直しを求めること。

6) 審議会の傍聴人数について、上限を撤廃するとともに、オンラインでの傍聴を可能にすること。

以上の要請がありましたので報告します。

なお、このような要請があったことについては、本省、高知労働局長、高知地方最低賃金審議会にお伝えする旨回答しております。

会 長 事務局のただ今の説明で何かご意見はありますか。

— 意見なし —

会 長 本件要請以外に、ご意見・ご質問・ご要望がありましたら、事務局までお願いします。

次に中小企業への支援事業の状況について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 資料の30ページをご覧ください。

「最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業の実施状況」について説明させていただきます。

2にございます、業務改善助成金ですが、令和4年度の申請件数は43件、交付決定件数は37件、交付金額は約3千100万円となっています。

賃金の引上げ及び企業の生産性向上に繋がることですので、本年度も一層の周知と利用勧奨を行っていきたいと考えております。

会 長 ただ今の事務局からの説明について、何かご質問等はございますか。

— 意見なし —

会 長 以上をもちまして、本日予定された議事次第の審議はすべて終了しました。

第54期第1回高知県地方最低賃金審議会を閉会とさせていただきます。

[閉会] 午前9時52分